

11月の各種相談 **無料**

相談内容	相談日時	会場	相談・予約・問
法律（弁護士） 要予約 （※年度内1人1回）	第1～4金曜日（祝日を除く） 午後1時30分～4時	※当面の間、電話相談のみ実施。	市民相談室☎535-2121 予約受け付け／毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般（生活課相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分	市民相談室 （市役所1階生活課隣）	県司法書士会福島支部☎529-7331
登記（司法書士）	第1水曜日 午前10時～正午、午後1～3時	※当面の間中止とさせていただきます。	県公共嘱託登記士地家屋調査士協会東北支所☎531-0986
土地家屋調査（土地家屋調査士）			福島行政監視行政相談センター☎534-1101
行政（行政相談委員）	第1・3木曜日（祝日を除く） 午前10時～正午	市民相談室（市役所1階生活課隣）	相談／☎・☎521-8331 問／福島行政監視行政相談センター ☎534-1101
行政（行政相談委員、来所・電話・ファクスで）	第2・4木曜日 午前10時～正午	男女共同参画センター （本町2-6 ウィズもとまち内）	☎526-2270 ☎534-5432
年金・労働（社会保険労務士） 要予約 ※Zoomでも対応可	水曜日（祝日を除く） 午後1～5時	県社会保険労務士会 （御山字三本松19-2）	☎526-2270 ☎534-5432
法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報提供（電話・メールで）	月～金曜日：午前9時～午後9時、 土曜日：午前9時～午後5時（祝日を除く）		法テラスサポートダイヤル ☎0570-078374
法的トラブルの相談（借金・離婚・相続など） 要予約 ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料	火・木曜日 午前10時～正午、 午後1時30分～3時30分（祝日を除く）	イズム37ビル4階 （北五老内町7-5）	法テラス福島 ☎0570-078370
交通事故	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午、午後1～4時	県政相談コーナー	☎521-4281
消費生活（生活課消費生活相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時		☎522-5999
多重債務110番（生活課消費生活相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時	市消費生活センター （本町2-6 ウィズもとまち内）	☎522-7867
多重債務・消費生活法律相談（司法書士） 要予約	12月11日（日） 午後1～4時		
社会福祉士による成年後見制度や権利擁護全般に関する相談（来所・電話・ファクス・メールで）	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	市社会福祉協議会（森町10-1 保健福祉センター2階）	権利擁護センター ☎533-3341 ☎533-8879 Mail kenriyougou@f-shishakyo.or.jp
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など（女性相談員） 育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	こども家庭課	☎525-3780
労働困りごと相談窓口	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～正午、午後1～5時	県労働委員会事務局 （中町8-2 自治会館4階）	☎521-7594
労働局総合労働相談コーナー（解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時30分	福島合同庁舎5階（霞町1-46）	総合労働相談コーナー☎536-4600 ☎0800-8004611（労働者フリーダイヤル）
職場のマタハラ、セクハラ、パワハラ、性差別、育児・介護休業など	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	福島労働局雇用環境・均等室内 （霞町1-46 5階）	☎536-4609
障がい者差別相談窓口 （電話・ファクス・メールで）	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時		市社会福祉協議会 ☎533-8890 ☎533-2827 Mail soudan-shien@f-shishakyo.or.jp
人権なんでも相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	福島地方方法務局人権擁護課 （本内字南長割1-3）	みんなの人権110番☎0570-003-110 子どもの人権110番☎0120-007-110 女性の人権ホットライン☎0570-070-810
外国人の生活相談	月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時 日本語、英語、フランス語 ※対話型翻訳機で100言語以上に対応可能	外国人生活相談窓口 Support Desk for Foreign Residents（市役所1階）	定住交流課（市国際交流協会事務局） ☎525-3739 ☎533-5263 Mail teijyu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
外国人住民のための相談窓口 （来所・電話・ファクス・メールで）	火～土曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時15分 日本語・英語・中国語・韓国語・タイ語・ ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・ スペイン語・ネパール語・インドネシア語	県国際交流協会 （舟場町2-1 2階）	☎524-1316 ☎521-8308 Mail ask@worldvillage.org
外国人住民のための弁護士・ 行政書士電話相談 要予約	原則 火～土曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時15分 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、 タガログ語、ベトナム語		県国際交流協会 ☎524-1316

震災関連相談については
市ホームページをご覧ください。



市政テレビ・ラジオ番組 ※各放送局の事情により、時間は変更になる場合があります。

市政テレビ番組			市政ラジオ番組		
【オミクロン株対応ワクチン】			ラジオ福島 (145.8KHz) (90.8MHz)	土曜日 第1日曜日	午前8時55分～9時 午前10時40～45分
TUF	11月5日(土)	午前9時25分～	ふくしまFM (81.8MHz)	金曜日	午前8時35～55分の間 に1分間
KFB	11月5日(土)	午前11時40分～	FMポコ (76.2MHz)	月～金曜日	午前7時48～53分 午後5時30～35分(再)
FCT	11月5日(土)	午前11時55分～	NHK第一 (132.3KHz)		随時放送
FTV	11月6日(日)	午後1時55分～			

※テレビ番組は翌月から1年間、市ホームページでもご覧いただけます。 (福島市 市政テレビ) **検索**

市政だよりは市のホームページでもご覧になれます。【ホームページアドレス】<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/>
目の不自由な方のために、点字市政だよりと音声市政だよりを発行している他、市のホームページで声の市政だよりを聞くことができます。

時とき 会場 内容 講師 対象 定員 料金 持参物 申し込み方法 問い合わせ 電話 ファクス

家屋の取り壊しや所有者 を変更した際は届け出を

内固定資産税は、毎年1月1日現在に所有する土地や家屋、償却資産に課税されます。却資産に課税されず資産税課に届け出てくださいます。

①家屋を取り壊した場合 ※登記している場合は福島地方税務局に滅失登記も必要です。

②未登記の家屋を相続・売買・贈与した場合
問 資産税課 ☎525-3716
問 福島地方税務局 ☎534-2045

国保・年金

加入者が亡くなられたときは

内加入者が亡くなられたときは、次の手続きを行ってください。

①被保険者証を返還してください。

②「葬祭費支給申請書」を申請してください。葬儀を行った方へ葬祭費（5万円）を支給します。

③相続人は「申立・誓約書」を届け出してください。医療費の給付や保険料の通知があった場合の振込先や送付先となります。

持 葬祭費／葬祭を行った方の預金通帳、葬祭を行った方であることが確認できる書類（会葬礼状など）

申 申立・誓約書／申し立てされる

方（代表相続人）の預金通帳
問 国保年金課 ☎525-3724

産前産後期間の国民年金 保険料が免除されます

内国民年金第1号被保険者の方は、産前産後期間の国民年金保険料が免除されます（出産日が平成31年2月1日以降を対象）。単胎の方は、出産日（出産予定日）の前月から4カ月間（多胎の方は3カ月前から6カ月間）免除になります。この期間は保険料を納付したものと、年齢基礎年金の受給額に反映されます。出産予定日の6カ月前から届け出が可能です。

内 産前産後免除期間に国民年金第1号被保険者の期間を有する方（ただし、出産日が平成31年2月1日以降の方）

持 ①マイナンバーの分かるもの、または年金手帳・基礎年金番号通知書 ②本人確認書類（運転免許証など） ③出産予定日で申請する人は母子健康手帳（代理人申請の場合は委任状）

問 国保年金課 ☎525-3738
東北福島年金事務所
☎535-0141（音声案内）

福祉

介護施設清掃講習 **無料**

時 11月25日(金)午前9時30分～午後3時30分
場 サンライフ福島

内 介護に関わる専門知識、接遇マナー、介護施設での環境整備と清掃方法
内 本市在住で60歳以上の方
定 10人（先着順）
申 11月11日(金)までに受講申込書に必要事項を記入の上、ファクスか郵送、持参で
問 市シルバー人材センター
〒960-8132 東浜町11-40
☎531-2511 ☎531-8274

避難行動要支援者登録制度

内 高齢者や障がい者などで災害時に支援を必要とする方（避難行動要支援者）が安心して暮らせる地域づくりのため、「避難行動要支援者登録制度」を進めています。今年度新たに対象となられた方には、10月下旬に「避難行動要支援者登録申請書兼台帳」を郵送しています。登録を希望される方はお申し込みください。

申 ①福島市オンライン申請または、②11月25日(金)までに必要事項を記入の上、同封の返信用封筒により郵送で
問 長寿福祉課
☎525-7656

認知症サポーター養成講座 **無料**

時 12月9日(金)午後1時30分～3時
内 ①認知症とは何か
②認知症の症状と支援の仕方
③認知症の診断・治療・予防
④認知症サポーターにできること
※受講者に「オレンジリング」

を贈呈。
講 キャラバン・メイ
定 20人（先着順）
申 電話で
場 問 日本赤十字社福島県支部
☎545-7996

高齢者無料 入浴サービス事業 **無料**

時 毎月15日午後3時～10時30分
（月曜定休、日曜のみ午前10時～正午も営業）
場 つるの湯（北町4-18）
内 高齢者の健康保持および介護予防のための無料入浴
対 70歳以上
持 身分証など年齢の分かるもの
問 長寿福祉課 ☎525-7656、
つるの湯 ☎523-2645

ワンコイン たすけあいサービス

時 サービス提供時間は午前8時～午後5時（応相談）
内 買い物代行、ごみ出し、電球の交換、簡単な掃除など、30分以内のお手伝いサービスです。ご依頼の際は期間に余裕をもってお申し込みください。30分を超える場合は、別事業別料金となります。
内 市内在住で65歳以上の高齢者と障がい者のみで構成される世帯など
料 30分以内500円
申 電話か①氏名②住所③電話番号④希望サービスを明記の上ファクスかメールで

問 市シルバー人材センター
☎531-2511 ☎531-8274
✉ fukushima@sjc.ne.jp